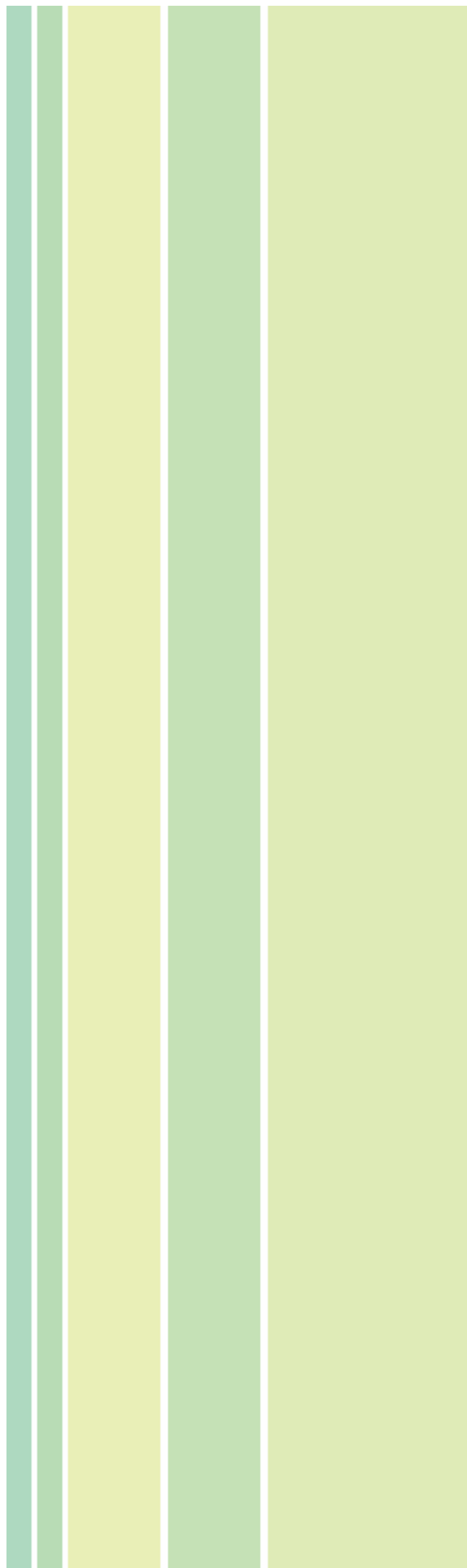


御嵩町新庁舎建設

基本構想

平成30年7月

御嵩町



目 次

I. 新庁舎建設の背景	
1. 経緯.....	1
2. 人口動向.....	2
3. 上位関連計画.....	3
4. 現庁舎の概要.....	5
5. 現庁舎の経過.....	7
6. 現庁舎の課題.....	8
7. 新庁舎の建設場所.....	10
8. 新庁舎建設の必要性.....	10
II. 新庁舎建設の基本コンセプトの検討	
1. 新庁舎の役割.....	11
2. 新庁舎の基本理念.....	11
3. 新庁舎の基本方針.....	11
4. 新庁舎に求められる導入機能.....	12
III. 導入機能・規模の設定	
1. 新庁舎の導入機能.....	13
2. 機能配置（フロア配置）の基本的な考え方.....	19
3. 新庁舎の規模.....	20
IV. 建設候補地の検討	
1. 建設候補エリアの抽出.....	21
2. 建設候補地の抽出.....	22
3. 建設候補地の比較.....	23
4. 3候補地の比較.....	24
5. 建設地の選定.....	25
V. 事業スケジュール.....	26
VI. 参 考 資 料	

I.新庁舎建設の背景

1.経緯

現在の御嵩町役場本庁舎は昭和54年に建設され、竣工から39年が経過した現在まで、多くの町民に親しまれてきました。また平成4年には、保健福祉行政の要としての保健センターの整備、御嵩町役場本庁舎の事務室や会議室の不足を解消するため、北庁舎が建設されました。

その後、地方分権の進展、多様化する町民ニーズに対応するための行政機能などが拡大する中で、現庁舎は、狭あい化（※1）が進み、防災対策、情報化、バリアフリー化（※2）への対応が不十分な状況にあります。

さらに、平成24年度に現庁舎の耐震診断を行ったところ、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高い建物であるという診断結果となり、地震への対策が喫緊の課題となっています。

このような状況を背景として、学識経験者をはじめ、各種団体の代表者、議員、職員などによる12名の委員構成のもと、平成27年8月に「御嵩町庁舎整備検討委員会」が設置されました。検討委員会では新庁舎整備における「現庁舎の耐震補強及び大規模改修」、「現庁舎を建替え」、「移転して建替え」の各方針について、全5回にわたり審議を行い、「災害時において〃行政機能を十分に発揮〃できる庁舎を速やかに整備すること」、「〃財政〃に過度の負担を強いることなく、利用しやすい庁舎とすること」、「更なる検討を重ね、町民に対して〃広く情報を公開〃しつつ理解を得ながら進めること」、以上の3点が検討委員会より示されました。

検討委員会からの答申を基本として、町としての方針決定に向けて検討を進める中、平成28年4月に熊本地方を中心として、2度にわたる「震度7」の大地震が発生しました。この地震では耐震基準を満たすための大規模改修を終えた庁舎も大きな被害を受けました。これらの被害の実態が大きく後押しし、平成28年6月議会において、町長より、耐震改修は行わず現地若しくは移転を伴う「庁舎建替え」の方針が示されました。

また、平成28年9月議会において「新庁舎整備特別委員会」が設置され、全9回の委員会を重ねて、求められる庁舎像や新庁舎の建設場所について議論が交わされました。以上の検討の結果、平成28年11月に、新庁舎整備特別委員会の中間報告として「新庁舎を移転して新築する」という方向性が示されました。

その後、庁舎の導入機能について町民・利用者の立場から意見交換等を行うため、全3回にわたって、学識経験者や識見者、各種団体の代表者、公募委員によって構成される「御嵩町新庁舎建設検討委員会」を開催しました。さらに、平成29年4月には庁内で組織する「御嵩町新庁舎建設プロジェクトチーム」、「御嵩町新庁舎建設庁内検討委員会」を設置し、新庁舎建設に向けて本格的な検討を進めてきました。

このような委員会等での検討を踏まえて、新庁舎の整備にあたっての基本的な方針や方向性などを「御嵩町新庁舎建設基本構想」として策定しました。

（※1）面積などが狭くゆとりがないこと。

（※2）障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

2.人口動向

我が国の人口動向は、総務省によると平成20年に総人口がピークに達したあと、人口減少社会に転じました。これまでの右肩上がりの社会を支えてきた人口の持続的な増加が終わり、長い人口減少過程に入ろうとしています。

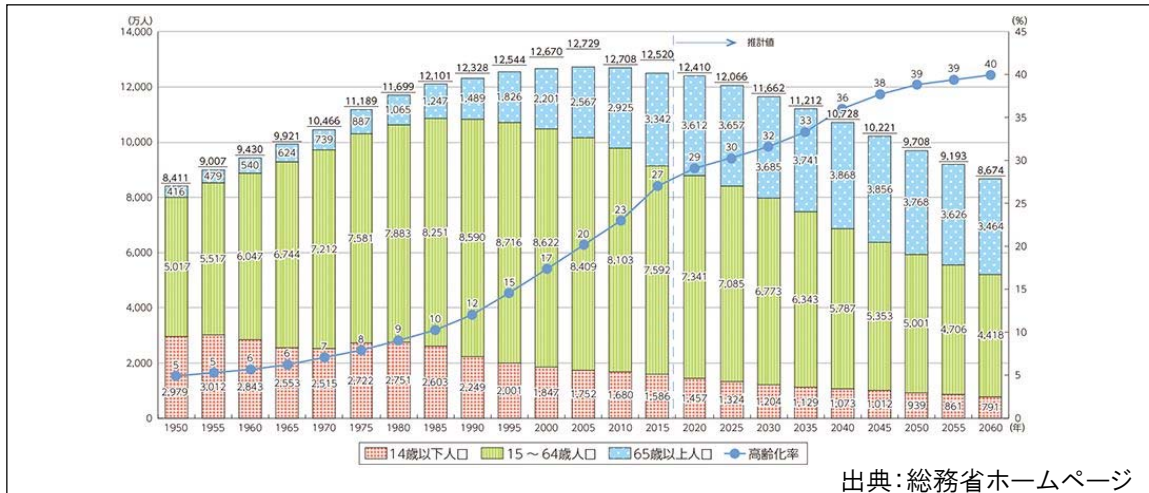


図 I-1 我が国の人口推移

御嵩町の人口は、図 I-2 「御嵩町の将来人口推計」のとおり、平成7年の19,980人をピークに、その後はゆるやかに減少しており、平成27年に18,111人となっています。今後も人口減少は続き、平成52年には14,561人（平成27年の約80%）に落ち込むと見込まれます。

少子高齢化が進行しているこのような社会においては、子どもから高齢者まですべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン(※3)やバリアフリーの社会づくりを進めていくことが求められています。

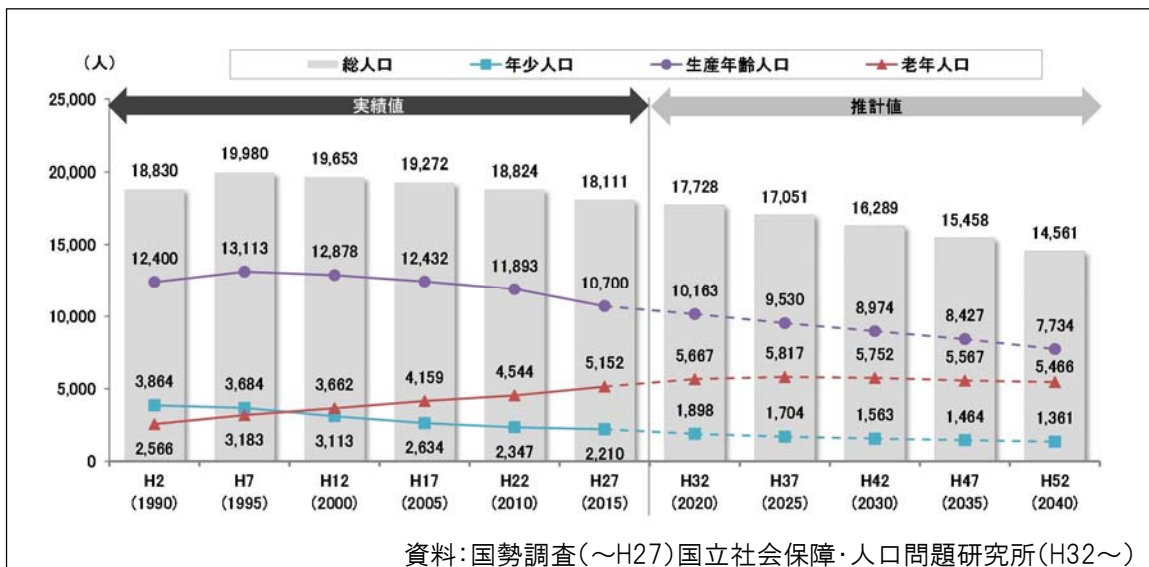


図 I-2 御嵩町の将来人口推計

(※3)すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようデザイン(構想・計画・設計)をするという考え方。

3.上位関連計画

(1) 御嵩町第五次総合計画（平成 28 年 3 月）

平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの指針を示した「御嵩町第五次総合計画」では、御嵩町の将来像と 5 つの目指すまちの姿を、以下のように定めています。

将来像

つながる・あふれる・輝くまち

1. 良好な環境を誇りとするまち
 - 良好な環境を次の世代にしっかりと引き継ぐまち
 - 環境未来都市選定を視野に入れ、率先して環境行動に取り組むまち
2. 笑顔で育ちあうまち
 - 生涯にわたって学びの機会があり、学び合うことができるまち
 - 様々な人が社会に参画し、まちづくりを担う人材が育つまち
3. みんなが支えあうまち
 - 人と人、地域と地域のつながりを大切にするまち
 - ふれあい、支えあいにより、安全・安心に暮らせるまち
4. 多くの人が行き交うまち
 - 多くのみたけファンが訪れ、交流し、にぎわいが生まれるまち
 - 人・地域の交流から新しい活力が生まれるまち
5. 暮らしてみたいくなるまち
 - みたけらしさの魅力度を高め、個性的で豊かな暮らしができるまち
 - 安全性、利便性、快適性などの暮らしの基本要素が保障されるまち

(2) 御嵩町都市計画マスタープラン（平成 17 年 3 月）

【御嵩町都市計画マスタープランは平成 31 年 2 月に改定予定】

御嵩町都市計画マスタープランはまちづくりに関する基本的方針を定めたものです。

第2章 全体構想

2.みたけの将来のかたち 1)将来のかたち ②都市軸 2.新交流圏形成軸

「現国道 21 号より広域幹線機能が移転するバイパスを、交通機能だけでなく、人が集まる都市的機能や農業機能が立地する新たな交流を生み出す新交流圏形成軸と位置づけます。」

第2章 全体構想

3.まちづくりの方針 3)災害に強いまちづくりの方針 ⑥公共公益施設などの安全性の強化

「災害時に拠点となる役場などの行政施設や、病院、福祉施設は、地盤の安定化を図るとともに、建物の耐震・防火性の向上に努めます。」

(3) 御嵩町環境モデル都市行動計画（平成 26 年 3 月）

御嵩町は平成 25 年 3 月 15 日に、温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として、岐阜県内で唯一の「環境モデル都市」に選定されました。これを機に、御嵩町の特色を生かしたさらなる環境対策を進めています。

■御嵩町が目指す“環境モデル都市像”と5つの取組方針

御嵩町が目指す“環境モデル都市像”
地域資源を活かした低炭素コミュニティ「みたけ」



温室効果ガスの排出削減活動を通じて、
御嵩町の活力向上につなげていくことを目指します！



御嵩町シンボルキャラクター ミトエモン

森林の再生

- ・「森林経営信託方式」による森林整備を続けるしくみづくりみどりたいたい
- ・企業や、水土里隊など森林ボランティアによる森づくり
- ・自生木等苗木育成と緑化推進

**公共交通の再生と
次世代自動車への転換**

- ・名鉄広見線活用等による公共交通への転換
- ・パーク＆ライド拠点の拡充
- ・次世代自動車等の普及促進

**家庭・事業所での
削減活動**

- ・向こう三軒両隣 節電チャレンジによる省エネ活動の推進
- ・災害時における地域支援条件付太陽光発電設置支援
- ・エコ住宅の推進

**分散型
エネルギーへのシフト**

- ・公共施設（避難所）へ再生可能エネルギーの導入
- ・公民館（避難所）等の空調設備省エネ化

人づくり・場づくりの推進

- ・将来を担う子どもたちへの環境教育
- ・町内外の高校との協働・連携による人材育成を通じた環境教育の推進

4. 現庁舎の概要

(1) 現庁舎の敷地概要

現庁舎の敷地は、総面積 9,029.18 m²、敷地内には御嵩町役場本庁舎と北庁舎に加え、駐車場が配置されています。「図 I-3 御嵩町役場周辺図」で示すとおり、北面、東面は道路と接しており、南側には御嵩町社会福祉協議会と国道 21 号線を挟んで可茂消防事務組合御嵩分署、西側には御嵩町立向陽中学校と唐沢川が位置しています。最寄り駅の名鉄広見線御嵩駅は現庁舎から徒歩約 10 分の位置にあります。

現在の敷地周辺は学校、住宅地等に囲まれており、周辺に新たな敷地を確保することは容易でなく、現庁舎の敷地としては手狭になっています。

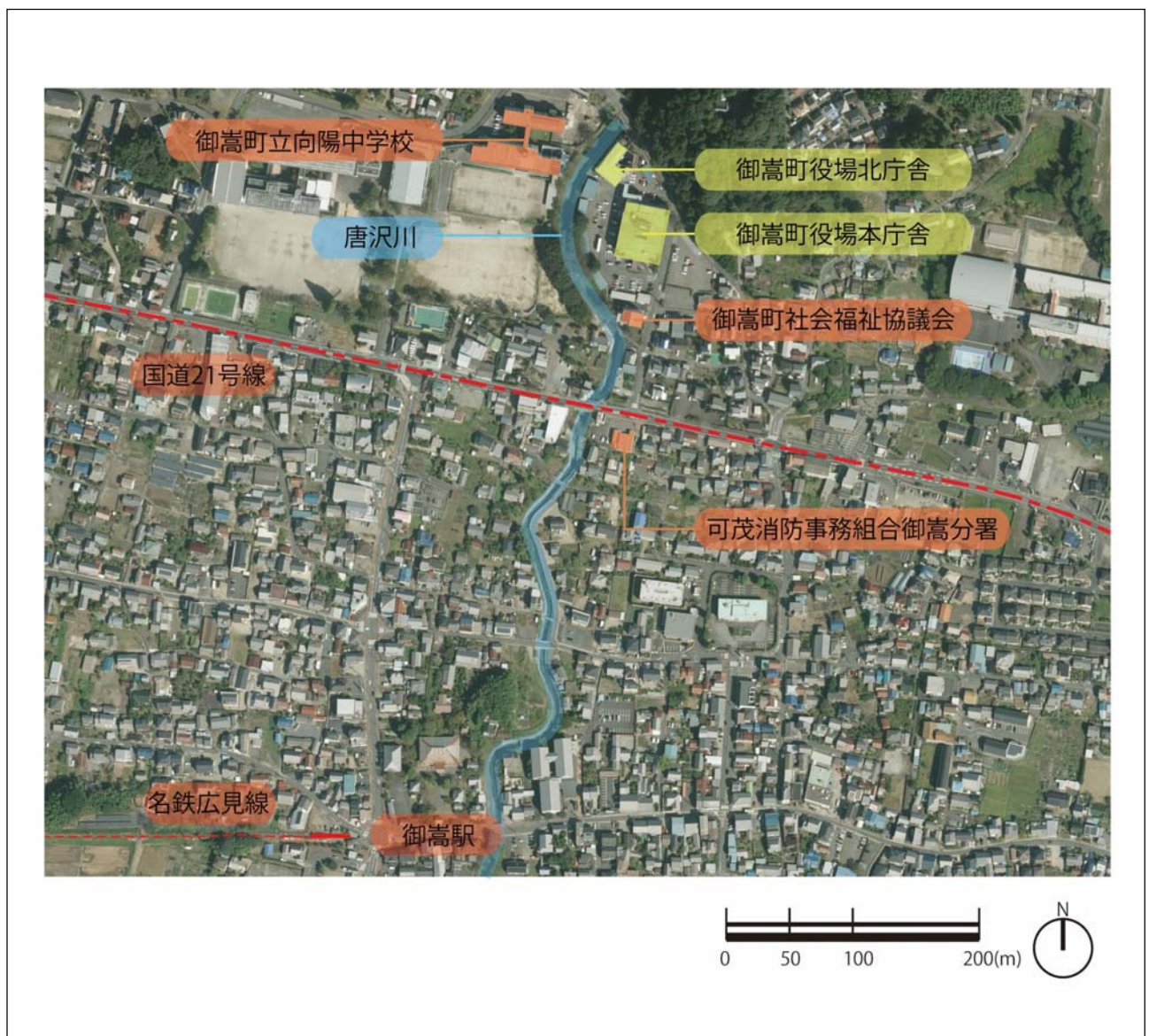


図 I-3 御嵩町役場周辺図

(2) 現庁舎の建物概要

現庁舎の概要を以下に示します。

表 I-1 現庁舎の概要

	本庁舎	北庁舎
		
位置	岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1	
敷地面積	9,029.18 m ²	
延床面積	3,239.24 m ²	1,956.89 m ²
1階床面積	1,653.96 m ²	673.02 m ²
2階床面積	1,535.50 m ²	641.79 m ²
3階床面積	—	534.01 m ²
PH床面積	49.78 m ²	38.20 m ²
渡り廊下	—	69.87 m ²
構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
規模	地上 2 階	地上 3 階
エレベーター設置有無	無し	有り
竣工	昭和 54 年(39 年経過)	平成 4 年(26 年経過)
来客用駐車台数	90 台(うち障がい者用 3 台)	
公用車駐車台数	34 台	
各階ごとの 部署等	【1階】 住民環境課、保険長寿課、福祉課、 会計課、税務課、農林課、建設課、上 下水道課、機械室、製図室、第一会 議室、第二会議室、宿直室、相談室 ①、相談室②、水質検査室、公害検 査室、ボイラー室、更衣室、食堂、耐 火書庫	【1階】 保健センター(事務室、保健指導室、検 診室、相談室、歯科指導室、栄養指導 室)、書庫
	【2階】 町長室、副町長室、公室、企画課、総 務防災課、亜炭鉱廃坑対策室、まち づくり課、環境モデル都市推進室、議 会事務局、第1委員会室、第2委員会 室、議場、正副議長室、議員控室、防 災無線室、電話交換室、入札室、第4 会議室、電算室、指名願書庫、機械 室	【2階】 学校教育課、生涯学習課、教育長室、 教育センター、教育会議室、集団指導 研修室(3室)、子どもセンター事務局、 書庫
	—	【3階】 大会議室、中会議室、第5会議室、第6 会議室

5. 現庁舎の経過

現在の御嵩町役場は昭和 54 年に建築された本庁舎と、住民の健康増進の拠点として平成 4 年に整備された保健センターを含む北庁舎の二つの建物で構成されています。

このうち本庁舎は、既に 39 年を経過し老朽化が進行しており、また、平成 24 年度に実施した本庁舎の耐震診断の結果、「表 I-2 耐震診断結果」で示すとおり、構造耐震指標（ I_s 値）が極めて低く、「1、2 階ともに補強が必要な建物である」という結果が判明しました。

この結果を踏まえ、平成 27 年度に御嵩町庁舎整備検討委員会が発足され、現庁舎の耐震化の実施又は建替えについて議論を重ねてきました。その後、熊本地震により耐震化を実施した庁舎までもが損壊した事実を踏まえ、現庁舎の耐震化ではなく、災害時において行政機能を十分に発揮できる庁舎を新築する必要があるという方針が決定されました。

表 I-2 耐震診断結果

		南北方向	東西方向
本庁舎	2階	0.21	0.44
	1階	0.28	0.27

【構造耐震指標（ I_s 値）とは】

建物の耐震性を判断するための数値です。この数値が大きいほど耐震性能が高くなります。耐震改修促進法で必要としている I_s 値は 0.6 以上です。しかし「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」（平成 8 年版・財団法人建築保全センター）、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（2001 年改訂版・財団法人日本建築防災協会）等により、災害時に拠点となる公共施設はその 1.25 倍以上（ I_s 値 0.75 以上）、市役所など災害対策の拠点となる公共施設はその 1.5 倍以上（ I_s 値 0.9 以上）の値が求められます。

表 I-3 I_s 値に基づく安全性の基準







耐震強度	I_s 値が 0.3 未満	I_s 値が 0.3 以上 0.6 未満	I_s 値が 0.6 以上
建物の大規模地震に対する安全性	倒壊又は崩壊の危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊する危険性が低い

6.現庁舎の課題

現庁舎の課題について以下に示します。

表 I-4 現庁舎の課題

課 題	内 容
1. 災害発生時の 防災拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎の耐震診断は平成24年度に実施(結果はP7表 I-2)し、耐震性能が不足していることが明らかとなっており、大規模地震などの災害が発生した場合に防災拠点として機能しない恐れがある。 ● 本庁舎は、災害時に必要となる非常用電源の整備が十分でない。 ● 災害発生時に避難所として開設するための十分なスペースがない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">▲災害備蓄倉庫スペースの不足 ▲玄関タイルのひび割れ</p>
2. 建物・設備の老朽化と セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物及び給排水設備や冷暖房設備などの老朽化が著しく、今後設備の補修及び改修に多額の費用が必要となることが予想される。 ● さまざまな器具の劣化により省エネルギー性能が低く、環境負荷に対する配慮が行われていない。 ● 情報セキュリティ対策は、現状設備・施設での対応ができなくなることが予測される。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">▲老朽化した設備機器 ▲天井の劣化</p>

課題	内容
3. 駐車場不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種検診や庁舎で行う会議等が重なると、来庁者用駐車場が満車となり、公用車を含め駐車場の数が不足する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▲駐車スペースが不足した駐車場 ▲狭い駐車マス</p>
4. ユニバーサルデザインへの未対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎にはエレベーターがなく、バリアフリーに配慮した対応ができていない。 ● 専用の授乳室やキッズスペースがない。 ● 町民に分かりやすい案内表示を行うことができていない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▲エレベーターがない本庁舎 ▲現状の窓口案内サイン</p>
5. 事務室等の狭あい化	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコン等OA機器の増加により事務室の狭あい化が進み、執務スペースが十分に確保できていない。 ● 個別のケース対応等の機会が増えている一方、プライバシーに配慮した相談室が不足している。 ● 収納スペースが不足している。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▲パーティションのみの相談スペース ▲狭あい化した執務スペース</p>

7.新庁舎の建設場所

庁舎を新築するという方針のもとに、御嵩町議会において「新庁舎整備特別委員会」を設置し、建設場所について、現在地と新たな候補地に新設する場合との協議を行った結果を以下に示します。

- 1) 亜炭鉱廃坑対策は、どこの場所に新築することになっても費用が必要となる可能性が高い。
- 2) 建築物は現在地のような狭い場所に建築すると費用が割高になり、また、道路の付替えや民有地の取得など別の費用が発生する可能性もある。
- 3) 現在地に新築したとしても、求められる庁舎像を実現できるような、まちづくりの将来性が望めない。

上記の意見により、御嵩町議会新庁舎整備特別委員会中間報告（平成 28 年 11 月）にて、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築する方針で決定されました。

8.新庁舎建設の必要性

現庁舎の経過や課題を総括すると、現庁舎は防災対策の不足、施設の老朽化や狭あい化の進行が指摘されています。

防災対策機能は、近い将来その発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に備えるため、庁舎には町民の安心、安全を守るための防災拠点機能と高い耐震性能が求められます。

利用者への配慮としては、現庁舎はエレベーターの未整備など、車いすやベビーカーの利用者、高齢者に配慮したバリアフリーに十分な対応ができていません。また自動車利用者が多い本町において、駐車場の不足も大きな課題となっています。

庁舎に求められる新しい機能としては、高度情報化への対応など、時代を見据えた質の高い町民サービスの提供も新たに求められています。

さらに本町は環境モデル都市であり、地域資源を活かした低炭素コミュニティとして森林の再生に取り組み、CO₂ 吸収源を増やすと同時に、森林資源である地域産材を活用した木造庁舎建設の実現を目指します。

以上のことから、一層の防災機能の強化と町民サービスの向上を図り、行政運営の拠点として環境的にも新たな機能を併せ持った新庁舎の建設が必要となります。

Ⅱ.新庁舎建設の基本コンセプトの検討

1.新庁舎の役割

新庁舎には、町民の生活状況の変化や節目ごとに様々な支援やサービスを提供する中核的な公共施設としての役割と、それを支える行政活動の拠点・職員の執務空間としての役割が求められています。また、災害時の防災拠点として町民の安全を守る役割、環境への取り組みを先導する施設としての役割もますます重要となっています。

これらの役割を果たすため、新庁舎の基本理念と役割を定めます。

2.新庁舎の基本理念

日ごろから町民や職員が親しみを持って集い活用できる
やさしく、つよく、あたたかい庁舎

3.新庁舎の基本方針

新庁舎の基本理念を具体化するため、4つの視点を基に基本方針を定めます。

- 1**

視点① 耐震性
防災性・安全性
災害対策本部

基本方針1 安心・安全な庁舎

 - 大規模災害が生じた場合でも**災害対策本部としての役割を果たすことができる**庁舎とします。
 - 災害に強く、万が一の際には**町民を守る**庁舎とします。
- 2**

視点② 町民サービス
ユニバーサルデザインの対応
地域交流拠点の整備

基本方針2 町民に愛され、利用しやすい庁舎

 - 高齢者、障がい者など誰にでも**わかりやすく利用しやすいユニバーサルデザイン**を取り入れた庁舎とします。
 - **地域交流に貢献し、広く町民に活用され、未永く愛される**庁舎とします。
- 3**

視点③ 経済性・効率性
建設費用の抑制・補助金利用
省エネ・維持管理コスト縮減

基本方針3 スリムで機能的な庁舎

 - **初期の建設費用だけでなく、ライフサイクル全体を見据えたコスト低減**を図ります。
 - **効率よく、質の高い行政サービスの提供**ができる庁舎とします。
- 4**

視点④ 環境モデル都市
環境に配慮したまちづくり
木のぬくもりを感じる木造庁舎

基本方針4 環境モデル都市にふさわしい庁舎

 - 低炭素型社会の実現に向けて、周辺環境と地球環境に配慮した**庁舎の建築と周辺整備**を計画します。
 - **地域産材を活用した木造**庁舎とします。

4. 新庁舎に求められる導入機能

新庁舎整備の基本方針を踏まえ、求められる導入機能を次のように整理します。



（※4）建築物等の構造物の整備にかかる費用において、計画、設計から建設、維持管理、解体、廃棄に至る過程で必要な経費の合計額。

Ⅲ.導入機能・規模の設定

1. 新庁舎の導入機能

(1) 災害対策拠点機能

①災害対策本部

- 新庁舎は、災害時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性と広さを確保し、必要な機能を備えます。
- 町内の被災状況を的確に把握することや災害対策本部から情報を発信することを支援する情報通信設備機器を設置します。

②防災対応スペース

- 万が一の災害発生時に備えて、食料や飲料水等の備蓄品、災害支援物資を保管する防災倉庫を確保します。
- マンホールトイレやかまどベンチ等、災害時に避難場所として利用できる防災広場を整備します。
- 災害時には住民の避難場所として利用できる町民ホールを整備します。

③ライフラインのバックアップ機能

- 3日以上連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化、太陽光発電や蓄電池、雨水の活用等、ライフラインが途絶えた場合でも必要な業務や災害支援活動の持続が可能な庁舎とします。

整備イメージ例



【災害対策本部/北方町】



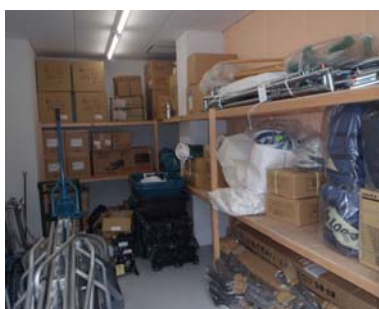
【防災広場/北方町】



【自家発電装置/宮代町】



【充電スポット/御嵩駅駐車場】



【防災備蓄倉庫/
御嵩町防災コミュニティセンター】



【防災備蓄倉庫/
御嵩町防災コミュニティセンター】

(2) 町民サービス機能

①窓口

- 明るく開放感のある、利用しやすい窓口スペースとします。
- 町民の利用頻度が高く町民サービスに直結する窓口は1階部分に配置し、利用者目線に立った動線計画とします。
- 来庁者の相談内容、特性に合わせて、車椅子対応のローカウンターやハイカウンターを適正に配置します。
- 案内表示は、高齢者や障がい者、外国人等、誰もが見やすく、また、来庁者の利用目的に応じた分かりやすい表示に統一します。

②相談コーナー

- プライバシーに配慮した相談室等を設置し、相談窓口機能を充実させます。

③駐車場

- 高齢者や障がい者等にも配慮した、誰もが止めやすく利用しやすい駐車場計画とします。

④その他スペース

- 幼児や高齢者、障がい者等、誰にでもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れます。
- エントランスから一目でわかる位置にエレベーターの配置を計画します。
- 授乳室やベビーベッド等を設置したキッズスペースを配置し、誰もがゆっくり快適に過ごせるよう配慮します。
- 利用しやすい多目的トイレを各階に設置します。

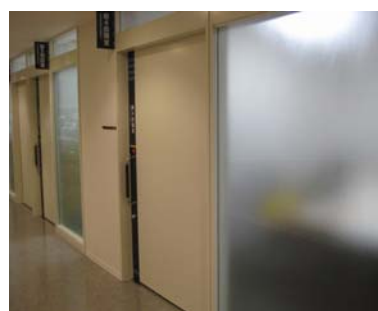
整備イメージ例



【案内窓口/四万十町】



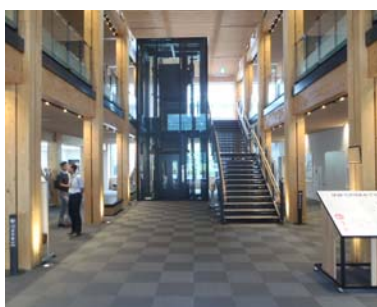
【窓口カウンター/北方町】



【相談室/大野市】



【キッズスペース/岐南町】



【エレベーター/真庭市】



【多目的トイレ/真庭市】

(3) 町民交流活動機能

①町民協働・交流スペース

- 350～400人程度が利用できる町民ホールを併設します。
- 新庁舎の外部には広場やベンチを設置し、町民の新たな交流やにぎわいの生まれる場を整備します。
- 町民の誰もが落ち着きとゆとりを感じるロビースペースを確保します。
- エントランスホールやロビースペースなどには、売店や ATM の設置を検討し、町民の利便性を向上させます。

②町民活動展示コーナー

- 新たな御嵩町の発表の場として、町民や子どもたちが制作した作品等を展示できる町民活動展示コーナーを整備します。

③多目的スペース

- 町民がさまざまな利用目的に沿って多目的に利用できる空間を整備します。

④行政情報提供スペース

- 町政、町民活動、地域や観光に関する情報、資料等を閲覧でき、情報提供できる場を整備します。

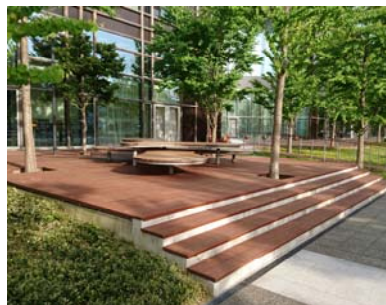
整備イメージ例



【交流スペース/北方町】



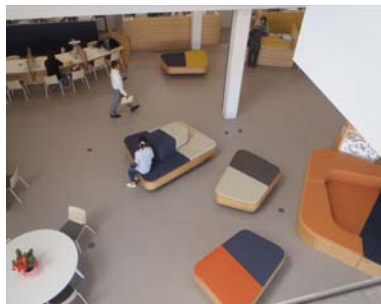
【情報コーナー/岐阜市】



【交流広場/岐阜市】



【展示スペース/栲原町】



【ロビー/北方町】



【町民活動展示コーナー/岐南町】

(4) 行政執務機能

①執務室

- 事務の効率化やコミュニケーションの活性化を図り、機能的な執務環境とするため、必要なスペースの確保、働きやすい動線を考慮したワークスペースのレイアウトや機器の配置とします。
- 社会ニーズの変化、ICT(情報通信)機能の変化等に沿って、将来の執務空間の変更に柔軟に対応できるオープンフロアとします。
- 地域の木材を活用し、木のぬくもりや温かみを感じられる執務空間とします。

②情報通信

- ICT 機能の強化とともに、情報セキュリティ管理、防犯セキュリティ機能の強化を図ります。
- サーバー室は日常のシステムメンテナンスと更新のための十分なスペースを確保し、地震、火災、水害に耐える構造とします。
- 情報化の進展は、職員の業務形態、執務スペースやセキュリティ等に大きく関係するため、情報化の動向を見据え、将来のニーズの変化に対応できる整備とします。

③会議・打ち合わせスペース

- さまざまな利用目的に合わせた大小の会議室・打ち合わせスペースを整備します。

整備イメージ例



【開放的で明るい執務空間/宮代町】



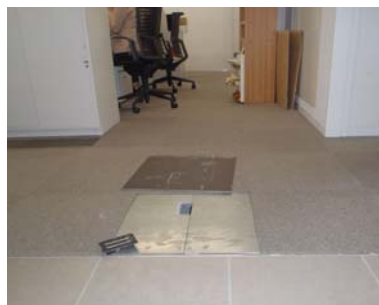
【見通しの良い執務空間/
四万十町】



【木質感のある執務空間/設楽町】



【簡易な打合せスペース/北方町】



【OAフロアの執務空間/北方町】



【防犯セキュリティ機能/北方町】

(5) 議会機能

①議場

- 開かれた議場をイメージできるデザイン、また、木のぬくもりや親しみやすいデザインを検討します。
- 議場の席等については一部、着脱式にするなど、災害時等において、多目的に利用できるよう検討します。
- 大型スクリーンの設置やインターネット中継、パソコン操作可能な議席など、今後、さらに進化するIT化、情報通信技術に対応した議場システムの導入について検討します。

②傍聴席

- 議会中においては町民が議会を傍聴しやすく、町民に開かれた雰囲気のある傍聴席スペースを計画します。
- 傍聴席スペースについては、ユニバーサルデザインに配慮した適切な数の見やすい傍聴席を計画します。

③委員会室等

- 委員会室や正副議長室、議員控室等は、議会運営に支障の無い範囲で多目的利用を検討します。

整備イメージ例



【多目的利用可能な議場/四万十町】



【多目的利用可能な議場/梶原町】



【木のぬくもりがある議場/岐南町】



【移動可能な傍聴席/四万十町】



【折りたたみ式傍聴席/岐南町】



【委員会室/岐南町】

(6) 環境共生・省エネルギー機能

①省資源・省エネルギー機能

- 自然環境負荷低減のため、自然採光・通風のほか、雨水利用や、太陽光発電・燃料電池・蓄電池など再生可能エネルギーを積極的に利用します。
- 省エネルギー技術を採用し、環境負荷の低減を図ります。
- 燃料電池車や電気自動車に対応した充電スポットなどの設置を検討します。
- 省エネルギー設備と高効率な設備の運用を合わせ、ランニングコストの削減を図ります。
- 屋根は雨漏りしないシンプルな形状とするなど、劣化の軽減を図ります。

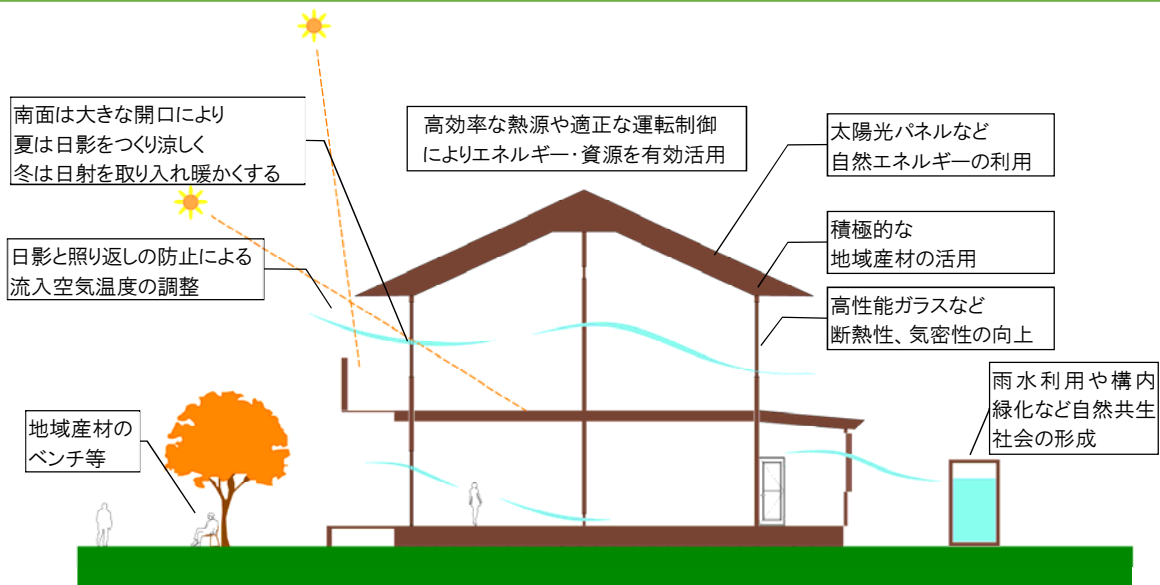
②緑化の推進

- 環境負荷低減のため、可能な部分で敷地内緑化等を検討します。

③森林資源の循環利用

- 森林資源の域内循環の促進を図るため、積極的な地域の木材利用を検討します。

整備イメージ例



【環境負荷低減に配慮した官庁施設のイメージ】



【地域産材を活用した庁舎/宮代町】



【太陽光パネルの設置/四万十町】



【受水槽の設置/四万十町】

2. 機能配置（フロア配置）の基本的な考え方

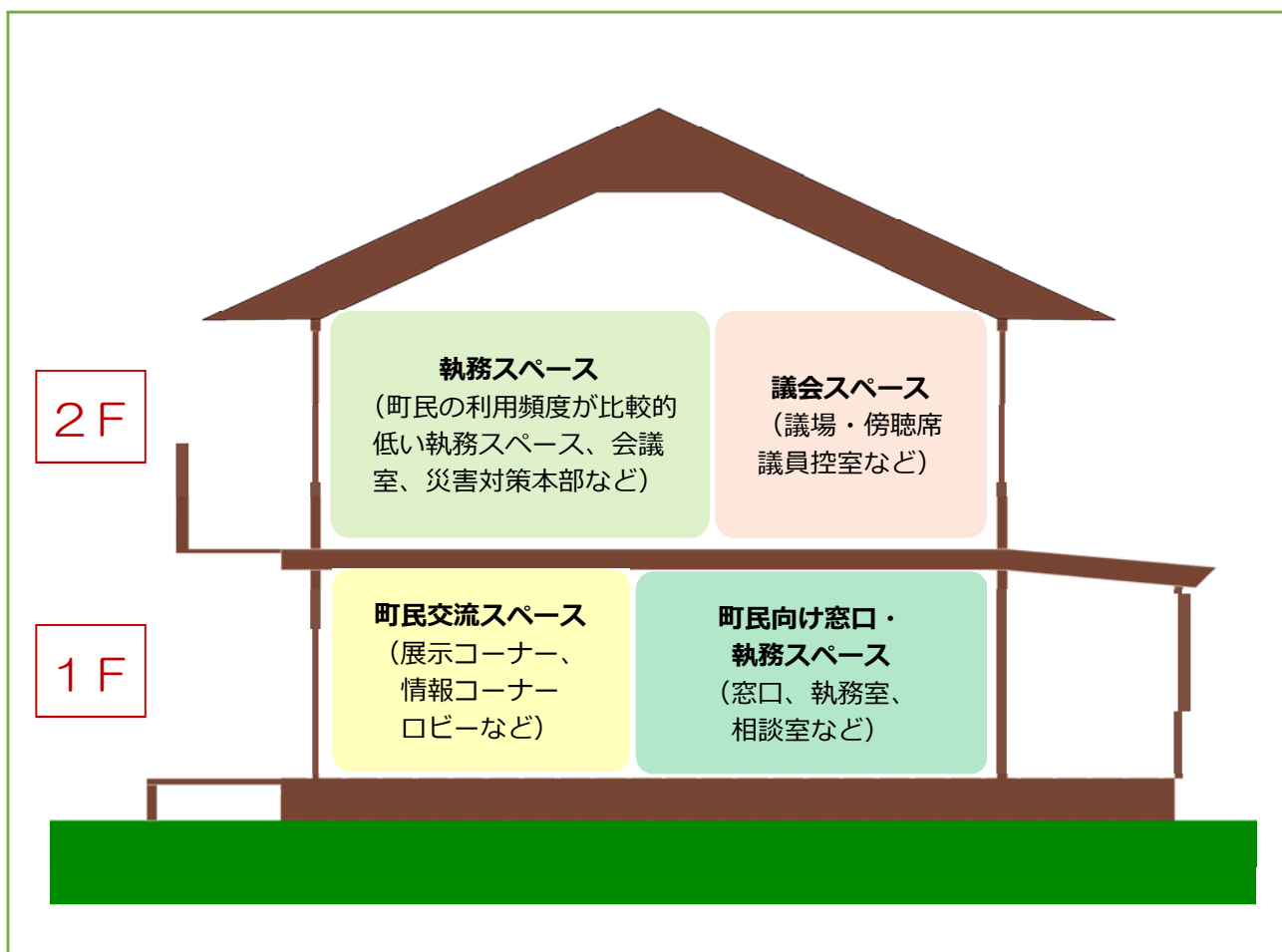
各部局の配置にあたっては、町民サービスの向上や行政の事務効率の向上を図ることができるよう検討します。

1階

1階には、展示コーナーや情報コーナー、ロビーなど、町民のための交流スペースの他に、町民の利用頻度が高い窓口対応の執務スペースや相談室を配置します。

2階

2階には、町民の利用頻度が比較的低い執務スペースや会議室、災害対策本部等を配置します。また議場、傍聴席、議員控室などの議会スペースなどを配置します。



図Ⅲ-1 配置イメージ図

3. 新庁舎の規模

(1) 条件整理

新庁舎の規模を設定するための基本的な条件を整理します。

①将来人口

- ・平成 32 年の推計人口である 17,728 人とします。

②想定議員数

- ・御嵩町議会議員定数条例に定める 12 人とします。

③想定本庁職員数

- ・新庁舎計画対象職員数を 163 人とします。

(2) 新庁舎の必要規模

新庁舎の面積算定にあたり、以下の方法で算定を行います。

- ①「地方債同意等基準運用要綱等」(総務省基準)による算定
- ②「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)による算定
- ③「他団体の事例」による算定

表Ⅲ-1 延床面積の設定規模

算定方法	算定延床面積	職員一人あたりの床面積
①「地方債同意等基準運用要綱等」(総務省)	約 4,150 m ²	25.5 m ²
②「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)	約 3,600 m ²	22.1 m ²
③類似都市の人口規模により推計する方法	約 4,080 m ²	25.0 m ²
③類似都市の職員規模により推計する方法	約 4,740 m ²	29.1 m ²
延床面積の設定規模	約 3,600~4,700 m²	

また、新庁舎と同一敷地内に以下の建物を計画します。

表Ⅲ-2 想定敷地面積

付帯施設	想定敷地面積
ホール	約 5,000 m ²
保育園	
児童館	

(3) 駐車場

新庁舎敷地内における駐車台数は、新庁舎とホール、保育園、児童館の4施設で一体的に利用できる十分なスペースを確保します。

なお、新庁舎等の施設構成や駐車場等の必要面積については、今後の検討(基本計画、基本設計)において具体的に決定していきます。

IV.建設候補地の検討

1. 建設候補エリアの抽出

(1) 建設候補エリアの考え方

新庁舎の置かれる位置は、町民の生活に重要な影響を持つことから、地方自治法第4条第2項に「地方公共団体の事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

○地方自治法(抜粋)

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

(2) 建設候補エリアについて

新庁舎の整備を行う候補エリアは、次の事項を考慮して選定します。

- ①防災拠点としての安全性
- ②町民の利便性
- ③まちづくりとの整合性
- ④将来負担などの経済性

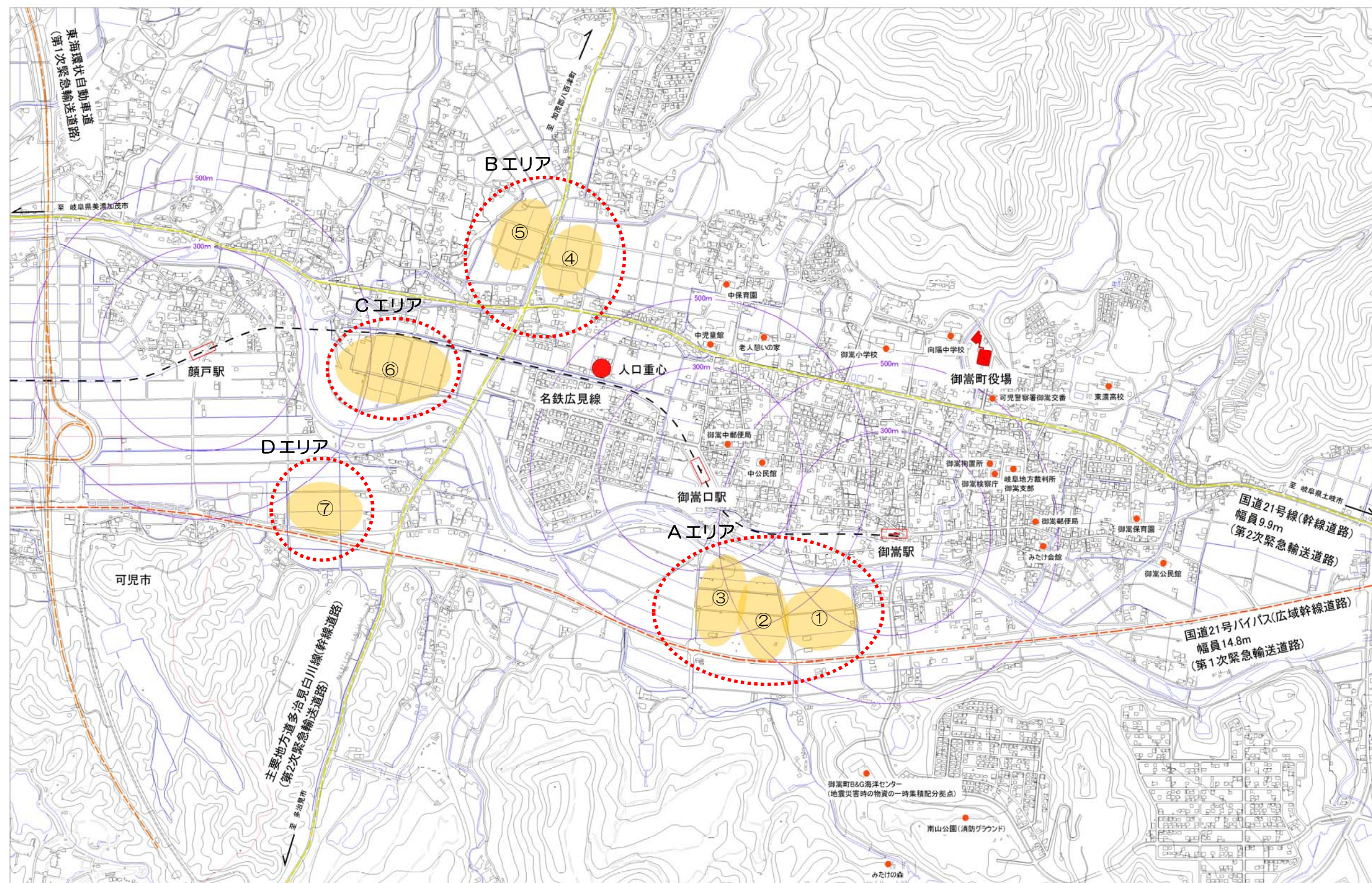
以上の4点を踏まえて、次のエリアを候補エリアとして抽出しました。

表IV-1 建設エリア

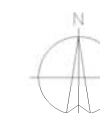
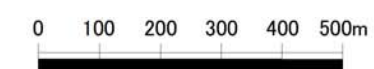
候補エリア	Aエリア	Bエリア	Cエリア	Dエリア
	国道 21 号 バイパスエリア	(主)多治見白川線沿い 新木野エリア	名鉄広見線南 顔戸グラウンドエリア	国道 21 号バイパス 古屋敷エリア
概要	地 目:田(農用地) 用途地域:指定なし(一般地域Ⅲ) 容 積 率:200% 建ぺい率:60%、防火指定・高さ制限指定なし			

2.建設候補地の抽出

Aエリア、Bエリア、Cエリア、Dエリアから、建設候補地として望ましいと考えられる以下の7候補地を抽出しました。



※人口重心は「総務省統計局 平成27年国勢調査結果」の経緯度を引用



3.建設候補地の比較

抽出した7候補地について、防災拠点としての安全性、町民の利便性、まちづくりとの整合性、将来負担などの経済性の観点からさらに具体的に評価します。

候補エリア		Aエリア (バイパスエリア)			Bエリア (新木野エリア)		Cエリア (顔戸グラウンドエリア)	Dエリア (古屋敷エリア)	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
敷地航空写真									
情報本		用途地域の指定なし(一般地域Ⅲ) 容積率:200% 建ぺい率:60% 防火指定・高さ制限指定なし							
評価項目	① 防災拠点としての安全性	災害に対する安全性	垂炭層(空洞)深度分布 15mより深く~30m以浅	垂炭層(空洞)深度分布 15mより深く~30m以浅	垂炭層(空洞)深度分布 15mより深く~30m以浅	垂炭層(空洞)深度分布 15m以浅 15mより深く~30m以浅	垂炭層(空洞)深度分布 15m以浅	垂炭層(空洞)深度分布 30mより深い	垂炭層(空洞)深度分布 15m以浅 30mより深い
		浸水想定区域	0.5m未満	0.5m未満 0.5m~1m未満	0.5m未満 0.5m~1m未満	指定なし	指定なし	0.5m未満 1.0m~2.0m未満	0.5m未満 0.5m~1m未満
		災害時のアクセシビリティ	第1次緊急輸送道路に隣接し、南山環状線と町道中179号線の広い道路に囲まれ、東西南北のどこからでもアクセスが容易	第1次緊急輸送道路に隣接し、南山環状線と町道中179号線の広い道路に囲まれ、東西南北のどこからでもアクセスが容易	第1次緊急輸送道路に隣接し、南山環状線と町道中179号線の広い道路に囲まれ、東西南北のどこからでもアクセスが容易	第2次緊急輸送道路に面しているため、車両の出入りは良好である	第2次緊急輸送道路に近いが、全面に河川が位置しているため接道距離が短く、車両の出入りに影響する可能性がある	第2次緊急輸送道路に隣接するが、高圧線下であり、アクセス道路の整備が必要 21号には近いが、主要地方道多治見白川線からしかアクセスできない	第1次緊急輸送道路に近いが、住宅に近く十分な接道距離が確保できないため、車両の出入りに影響する可能性がある
	② 町民の利便性	アクセシビリティ	名鉄広見線からのアクセシビリティ 御鷹駅に近く、名鉄の利用促進につなげることができる	名鉄広見線からのアクセシビリティ 御鷹駅と御鷹駅に近く、名鉄の利用促進につなげることができる	名鉄広見線からのアクセシビリティ 御鷹駅と御鷹駅に近く、名鉄の利用促進につなげることができる	最寄りの駅から遠く新駅の設置が望まれるが、事実上困難である	最寄りの駅から遠く新駅の設置が望まれるが、事実上困難である	最寄りの駅から遠く新駅の設置が望まれるが、事実上困難である	顔戸駅に比較的近い
		アクセシビリティ	自動車利用の利便性 21号バイパスをはじめ、大小の道幅の道路本数も多く、どこからもアクセスが可能	21号バイパスをはじめ、大小の道幅の道路本数も多く、どこからもアクセスが可能	21号バイパスをはじめ、大小の道幅の道路本数も多く、どこからもアクセスが可能	主要地方道多治見白川線からのみアクセスが可能である	主要地方道多治見白川線からアクセスが可能であるが、全面に河川が位置しているため十分な接道距離が確保できない	主要地方道多治見白川線からアクセス可能 21号からバイパスへ接続する南北の道路整備が必要だが、踏切高架や可児川への橋梁が必要となる 将来的に西の可児市方面への道路整備も橋梁を含め必要	国道21号バイパスからのアクセス可能であるが、住宅に近く十分な接道距離が確保できない
		アクセシビリティ	他の公共施設等へのアクセシビリティ 他の公共施設等に近く、町民にとって利便性が高い	他の公共施設等へのアクセシビリティ 他の公共施設等に近く、町民にとって利便性が高い	他の公共施設等へのアクセシビリティ 他の公共施設等に近く、町民にとって利便性が高い	他の公共施設等への距離が遠く、町民にとって利便性が低い	他の公共施設等への距離が遠く、町民にとって利便性が低い	他の公共施設等への距離が遠く、町民にとって利便性が低い	他の公共施設等への距離が遠く、町民にとって利便性が低い
	③ まちづくりとの整合性	地域性	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響が無い	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響がある	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響がある	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響がある	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響がある	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響が無い	農地への影響 農用地の集団化、農作業の効率化に伴う影響がある
		地域性	周辺地区の活性化への影響 21号バイパス沿いであり、上下水が整備済みであることから、将来、商業施設等の進出が期待出来る	周辺地区の活性化への影響 21号バイパス沿いであり、上下水が整備済みであることから、将来、商業施設等の進出が期待出来る	周辺地区の活性化への影響 21号バイパス沿いであり、上下水が整備済みであることから、将来、商業施設等の進出が期待出来る	周辺は田畑と住宅であり、都市機能の集約は少なく、庁舎移転による発展の可能性は低い	周辺は田畑と住宅であり、都市機能の集約は少なく、庁舎移転による発展の可能性は低い	南北や西への通過性を確保する場合、発展の可能性は望める。比較的近隣に商業施設が多いため、職員や来庁者による周辺人口の増加により賑わいの創出につながる	前面道路との接道距離が短く、周辺は都市機能の集約が困難であるため、発展の可能性は低い
		地域性	まちの顔としての効果 御鷹駅や駅に近く、鉄道を利用した低炭素のまちづくりが可能 バイパス沿いで、町のシンボルとしてPR効果が高く、イベント時の駐車場として活用しやすい	まちの顔としての効果 御鷹駅や駅に近く、鉄道を利用した低炭素のまちづくりが可能 バイパス沿いで、町のシンボルとしてPR効果が高く、イベント時の駐車場として活用しやすい	まちの顔としての効果 御鷹駅や駅に近く、鉄道を利用した低炭素のまちづくりが可能 バイパス沿いで、町のシンボルとしてPR効果が高く、イベント時の駐車場として活用しやすい	町の西側に偏っており、駅や町の観光施設から遠いため、町としてのPR効果はやや劣る	町の西側に偏っており、駅や町の観光施設から遠いため、町としてのPR効果はやや劣る	駅や町の観光施設からやや遠いが、比較的商業施設が点在しているエリアのため、町のシンボルとしてPR効果は高い	町の西側に偏っており駅や町の観光施設から遠く、国道21号バイパスの奥側となるため、町としてのPR効果はやや劣る
	④ 将来負担などの経済性	インフラ整備	上水・下水 上水: 上水道給水区域(口径φ200) 下水: 公共下水道整備済区域	上水・下水 上水: 上水道給水区域(口径φ200) 下水: 公共下水道整備済区域	上水・下水 上水: 上水道給水区域(口径φ200) 下水: 公共下水道整備済区域	上水: 上水道給水区域(口径φ75) 下水: 公共下水道整備なし 引込管の設置が必要	上水: 上水道給水区域(口径φ100・200) 下水: 公共下水道整備済区域	上水: 上水道給水区域(口径φ50) 下水: 一部公共下水道整備済区域	上水: 上水道給水区域(口径φ150) 下水: 一部公共下水道整備済区域
		インフラ整備	インフラ整備の必要性(垂炭坑対策費は比較から除く) 堤防の氾濫など浸水災害に耐える盛土と堤防強化、現道路(東西)を拡幅したアクセス道路(1本)のインフラ整備等が必要である	インフラ整備の必要性(垂炭坑対策費は比較から除く) 堤防の氾濫など浸水災害に耐える盛土と堤防強化、現道路(東西)を拡幅したアクセス道路(1本)のインフラ整備等が必要である	インフラ整備の必要性(垂炭坑対策費は比較から除く) 堤防の氾濫など浸水災害に耐える盛土と堤防強化、現道路(東西)を拡幅したアクセス道路(1本)のインフラ整備等が必要である	主要地方道多治見白川線及び町道柳澤青木線が活用できるが、主要地方道多治見白川線の西側歩道の整備が必要である	主要地方道多治見白川線及び町道柳澤青木線が活用できるが、主要地方道多治見白川線の西側歩道及び河川の整備が必要である	堤防からの氾濫など浸水災害に耐える盛土と堤防強化、拡幅したアクセス道路の整備が必要 将来、南北又は西に抜ける道路と橋梁が必要であり、上下水整備やグラウンド代替も必要となる	可児市との行政界であることや、民家が点在していることから、可児市との調整や補償に多額の費用を要する
		用地確保	農振法確認事項(立地基準) 御鷹駅から500m以内に位置するため、第2種農地に該当し、条件により農地転用許可の可能性はある	農振法確認事項(立地基準) 御鷹駅と御鷹駅から500m以内に位置するため、第2種農地に該当し、条件により農地転用許可の可能性はある	農振法確認事項(立地基準) 御鷹駅と御鷹駅から500m以内に位置するため、第2種農地に該当し、条件により農地転用許可の可能性はある	10ha以上の規模の1団の農地のため第1種農地に該当し、農地転用許可の見込みはない	10ha以上の規模の1団の農地のため第1種農地に該当し、農地転用許可の見込みはない	10ha未満の農地のため、第2種農地に該当し、農地転用許可の可能性はある	顔戸駅から500m以内に位置するため、第2種農地に該当し、条件により農地転用許可の可能性はある
評価		◎ 23点	○ 20点	○ 21点	△ 7点	△ 6点	△ 9点	△ 5点	

◎2点、○1点、△0点

4.3 候補地の比較

前項の7候補地から点数が高いAエリアの3候補地について、さらに評価項目を細分化して再度評価します。

候補地	候補地① ・道路拡幅案	候補地② ・道路拡幅案	候補地③ ・既存道路を活用した計画案
敷地範囲			
敷地面積	敷地は、木造新庁舎、ホール、保育園・児童館を一体で整備するために必要な約2.0haを、上図赤枠の範囲内で整備します。		
周辺からの視認性 国道21号バイパスからの視認性	◎周辺敷地からの視認性が良い ◎国道21号バイパスからの視認性が良い ◎	◎周辺敷地からの視認性が良い ◎国道21号バイパスからの視認性が良い ◎	◎周辺敷地からの視認性が良い ◎国道21号バイパスからの視認性が良い ◎
庁舎への車両動線アクセス	◎町道中179号線からのアクセス道路により、国道21号バイパスに大きな負荷をかけずに車の動線を確保できる ◎	◎町道中179号線からのアクセス道路により、国道21号バイパスに大きな負荷をかけずに車の動線を確保できる ◎	◎町道中179号線からのアクセスにより、国道21号バイパスに大きな負荷をかけずに車の動線を確保できる ◎
名鉄広見線からのアクセス	◎御嵩駅から約350m程度で、最も駅から近く、利便性が良い ◎	○御嵩口駅と御嵩駅の間に位置する ○	○御嵩口駅から約450m程度である ○
敷地形状・周辺への配慮	◎敷地はまとまりのある形状であるため、建物が配置しやすい △住宅に近いため、配慮が必要である ○	○敷地は概ね長方形でまとまりのある形状であるが、やや南北に細長い ◎近くに建つ葬儀場とは十分な距離を確保しているため、近隣への支障はない ○	○敷地は概ね長方形でまとまりのある形状であるが、やや南北に細長い △葬儀場に近いため、配慮が必要である △
農地への影響	◎西側に農用地が広がっているが、街区に隣接しており、農地の集団化、連担性に支障を及ぼすことが無い ◎	△農地の集団化、連担性に支障を及ぼす △	△農地の集団化、連担性に支障を及ぼす △
浸水への安全性	◎浸水想定区域は0.5m未満である ◎	○浸水想定区域は0.5～1m未満である ○	○浸水想定区域は0.5～1m未満である ○
保育園・児童館への動線	◎町道中179号線からのアクセス道路を拡幅するため、保育園・児童館への動線が確保される ◎	◎町道中179号線からのアクセス道路を拡幅するため、保育園・児童館への動線が確保される ◎	◎町道中179号線からアクセスできるため、保育園・児童館への動線が確保される ◎
道路拡幅範囲	△町道中179号線からのアクセス道路拡幅：全長255m(道路の用地を取得して整備を行う) △国道21号バイパスからのアクセス道路一部拡幅：全長55m(道路の用地を取得して整備を行う) △	△町道中179号線からのアクセス道路拡幅：全長135m(道路の用地を取得して整備を行う) △東側道路一部拡幅：全長135m(敷地内側に拡幅) △	◎既存道路を利用するため、道路整備費は少なくて済む ◎
評価	◎13点	△9点	○10点

◎2点、○1点、△0点

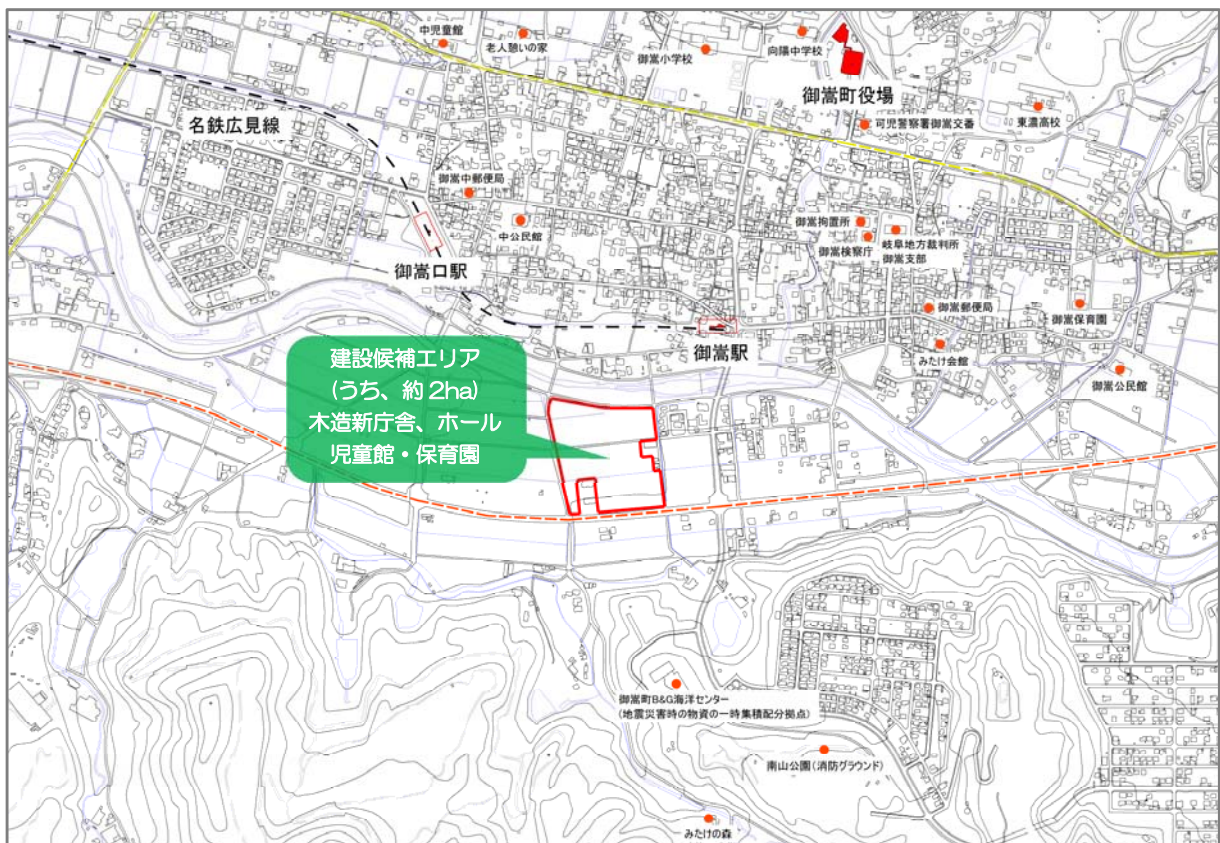
5. 建設地の選定

評価にあたっては、災害発生時の防災拠点としての安全性、町民の利便性の確保、将来を見据えたまちづくりとの整合性、将来負担などの経済性の4点について、詳細に評価を行いました。

さらに、新庁舎建設地を選定するため、新庁舎整備特別委員会において、建設候補エリアとして評価が高いAエリア（バイパスエリア）とCエリア（顔戸グラウンドエリア）の2ヶ所について、比較検討されました。その結果、Aエリアの方がCエリアよりも新庁舎建設地として優位性が高いと評価されました。この新庁舎整備特別委員会からの報告を受け、御嵩町としてAエリア（バイパスエリア）に決定いたしました。

次に、Aエリア（バイパスエリア）において、3箇所敷地を抽出し、周囲からの視認性、車両動線・鉄道アクセス、敷地形状・周辺への配慮、農地への影響、浸水への安全性、保育園・児童館への動線、道路拡幅範囲等について評価を行いました。

以上の検討の結果、Aエリア（バイパスエリア）の候補地①を新庁舎建設地とします。



図IV-1 新庁舎建設地周辺図

V.事業スケジュール

本事業のスケジュールは、新庁舎建設基本構想策定後に新庁舎建設基本計画の検討に入ります。平成 30 年度から新庁舎の基本設計・実施設計に着手し、平成 32 年度の工事着工を目指します。事業の完了は平成 34 年度を予定しています。

表V-1 事業スケジュール

事項/年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度	平成 33 年度 2021 年度	平成 34 年度 2022 年度
基本構想・ 基本計画		基本構想・基本計画	9 月末			
敷地造成・ 周辺道路 設計		概略設計	実施設計			
庁舎等 建築設計		基本 設計	実施設計			
建設工事				敷地造成・周辺道路整備	新庁舎建設	
用地手続き		農振除外手続き 土地開発手続き				

※今後の進捗状況等により、随時事業スケジュールは検討します。